資料1-4

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画(案)

平成 29年2月10日 関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(5) 名称:課税の特例措置活用事業

内容:設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)

- ③ iPS 細胞を用いた再生医療製品の事業化を目的とした GMP 適合生産施設の 構築事業
 - ア)活用しようとする課税の特例措置
 - i)特別償却·投資税額控除
 - イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容
 - a) 当該事業の概要

GMP に適合した再生医療製品の安定供給を実現するため、安全性、安定性及び均質性を有する、他家由来 iPS 細胞を用いた再生医療製品を商業生産する方法の研究開発を行う。

- b) 当該事業が行われる区域 大阪府吹田市江の木町 33 番 94 号 (大日本住友製薬株式会社総合研究所)
- c) 当該事業の実施期間 平成29年2月~平成35年3月
- d) 当該事業により取得等される設備等の概要 他家由来のiPS細胞を用いた再生医療製品の製造設備等
- ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号イ
- エ)特区の目標を達成するための位置付け及び必要性 本事業により研究開発を行う他家由来 iPS 細胞を用いた再生医療製品の 商業生産は、世界の医療分野における我が国の国際競争力の強化に寄与す る取組みと位置づけられ、関西圏における特区の目標に相当程度寄与する。
- オ) 事業の実施主体 大日本住友製薬株式会社(大阪市中央区)
- (14) 名称:都市公園占用保育所等施設設置事業

内容:都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例 (国家戦略特別区域法第 20 条の2に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業)

④ 社会福祉法人玉川学園が、吹田市立高野公園(大阪府吹田市)に保育所を 設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成31年4月設置】